

2-4 規制の政策評価

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

各府省は、評価法第9条及び評価法施行令第3条第6号に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更する際には、事前評価を実施することが義務付けられている。

(2) 政策評価の実施状況

規制の新設又は改廃に関して事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までの間に評価書が総務大臣に送付された件数は、12府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計156件である。

規制の事前評価の各府省横断的な現状をみると、次のとおりである。

- ① 分析対象期間が設定されている評価の割合は、7.7%（156件中12件）であり、引き続き低い水準にとどまっている。
- ② すべての評価において、発生・増減することが見込まれる費用・便益の要素が挙げられているが、分析手法については、定性的記述により分析されているものが多く、金銭価値化又は定量化により分析されているものは、費用及び便益それぞれで1割程度と少ない。
- ③ 費用要素の区分別にみた場合、遵守費用については1.9%（156件中3件）の評価において言及されておらず、行政費用については7.1%（156件中11件）の評価において言及されておらず、その他の社会的費用については32.7%（156件中51件）の評価において言及されていない。また、分析が行われているものについても、遵守費用については153件中12件（7.8%）の評価において費用を負担する主体が示されておらず、行政費用については145件中35件（24.1%）の評価において費用を負担する主体が示されていない。
- ④ すべての評価において、費用と便益の関係の分析が行われている。分析手法については、費用便益分析を用いているものが2.6%（156件中4件）、費用効果分析を用いているものが3.2%（156件中5件）、その他費用分析又は定性的な分析を用いているものが94.2%（156件中147件）となっている。
- ⑤ ベースライン以外の代替案を提示している評価の割合は78.8%（156件中123件）、「代替案は想定されない」等としている評価の割合は9.0%（156件中14件）、ベースライン以外の代替案についての記述がない評価の割合は12.2%（156件中19件）となっている。また、規制緩和の場合において、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価の割合は、18.5%（27件中5件）となっている。
- ⑥ 6件の評価において、レビューを行う時期又は条件が記載されていない。な

お、一部の府省においては、レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示しているものがみられる。

- ⑦ 不確実性の程度についての説明を行っている評価の割合は、1.9%（156 件中 3 件）となっている。

（3）今後の課題

- ① 規制の目的、内容及び必要性の説明に関し、規制緩和の場合においては、緩和後の規制の必要性を説明することが必要である。
- ② 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示的に示していく必要がある。
- ③ 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することが望まれる。
- ④ 費用要素について、（ア）遵守費用、（イ）行政費用及び（ウ）その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。また、その際、費用を負担する主体を示すことが必要である。
- ⑤ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。
- ⑥ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。また、レビューを行う時期又は条件の特定に加えて、レビューの方法を明示していくことが望まれる。さらに、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）等累次の閣議決定の趣旨を踏まえて盛り込まれた一定期間経過後見直しを行う旨の条項（見直し条項）に基づき当該規制の見直しを行う場合には、ガイドラインに基づくレビューを活用することが望まれる。
- ⑦ 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていく必要がある。定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも、一定の前提条件を置いて定量化するなどして、これを説明していくことが望まれる。

なお、経済財政諮問会議においても、規制の事前評価について「①評価の客観性・透明性、②説明責任、③規制の効果とコストの定量的分析、などの面で改善余地が大きい。総務省は各府省の事務負担にも配慮しつつ、一段の質の向上を指導すべきである」等の指摘が行われたところである。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(規制の事前評価)

規制の政策評価については、平成 19 年 10 月 1 日から、評価法第 9 条及び評価法施行令第 3 条第 6 号に基づき、各府省に対して、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更する際に、事前評価を実施することが義務付けられている。

また、基本方針においては、「規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする」とされている。

さらに、基本方針に基づき、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を円滑かつ効率的に実施するため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)が策定されている。

(経済財政諮問会議等における議論)

規制の事前評価について、経済財政諮問会議において、平成 20 年 2 月 28 日に、規制の新設プロセスの強化に関して、「規制を新設する府省による自己評価のみとなっている」、「規制政策の観点から新設が妥当かどうかについて、省庁横断的な審査は十分には行われていない」などの指摘が行われた。次いで、平成 20 年 6 月 10 日に、改めて「①評価の客観性・透明性、②説明責任、③規制の効果とコストの定量的分析、などの面で改善余地が大きい。総務省は各府省の事務負担にも配慮しつつ、一段の質の向上を指導すべきである」、「規制の新設・改廃の妥当性も含めて、省庁横断的に、第三者機関がチェックを行う新たな仕組みを構築すべきである」との指摘が行われた。

また、「規制改革推進のための第 3 次答申」(平成 20 年 12 月 22 日規制改革会議)では、規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化について、内閣府(規制改革担当大臣)が、規制改革会議の協力を得ながら、法律案のみならず、規制に係る省令や通達等まで含めたより広範な規制案について、十分な期間が確保可能なタイミングで、所管府省庁から規制案の具体的内容の提出を受けて事前チェックを行う体制の実現に向けての課題が提起された。

(各府省の基本計画における記載内容)

規制の事前評価についての各府省の基本計画における記載内容は、図表 I - 2 - 4 - ①のとおりである。

図表 I - 2 - 4 - ① 規制の事前評価についての基本計画における記載内容

府 省	規制の事前評価についての記載内容
内 閣 府 宮 内 庁	方式及び対象についてガイドライン等を踏まえ決定する旨を規定 —
公正取引委員会	評価法施行令第3条第6項の規定に基づき法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行う旨を規定 また、同項において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努める旨を規定
国家公安委員会・ 警察庁	新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する旨を規定
金 融 庁	評価法第9条及び評価法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策）についてガイドライン等に基づき実施する旨を規定 また、規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであることから、その実施に際しては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析を行う旨を規定
総 務 省	規制の新設又は改廃を目的とする政策を事業評価方式による事前評価の対象とする旨を規定
公害等調整委員会	—
法 務 省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定 また、省令、告示等の制定又は改廃により規制を新設又は改廃することを目的とする政策についても、その政策の特性に応じて、積極的に事前評価を実施するよう努める旨を規定
外 務 省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
財 務 省	評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする旨を規定 また、評価法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定
文部科学省	毎年度、評価法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する旨を規定 また、同号によりその実施が義務付けられている規制以外のものについても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定

厚生労働省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
農林水産省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定 また、費用及び便益の分析については定量的な把握を行うことを原則とするが、定量的な把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる等の旨を規定
経済産業省	公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする旨を規定
国土交通省	以下に該当する施策等を原則として対象とする旨を規定 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、規制、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの
環境省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定
防衛省	—

(注) 各府省の基本計画を基に当省が作成した。

(2) 政策評価の実施状況

ア 審査の対象

平成20年1月1日から12月31日までの間に総務大臣に送付された規制の事前評価に係る評価書の件数は、12府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計156件となっている。政策評価の実施件数の内訳は、図表I-2-4-②のとおりである（注1）。

(注1) 一つの評価書において、二つ以上の作用を含んでおり、作用ごとに発生する効果と負担の関係を分析しているものについては、作用ごとに分割して計上した。

図表 I - 2 - 4 - ② 規制の事前評価の実施府省及び件数
(単位：件)

府 省	件 数
内 閣 府	1
公正取引委員会	3
国家公安委員会・警察庁	18
金 融 庁	22
総 務 省	11
法 務 省	1
文部科学省	12 (注2)
厚生労働省	30 (注3)
農林水産省	2
経済産業省	19
国土交通省	30 (注4)
環 境 省	7
計 12 府省	156 (注5)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25 (注6)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 評価書の件数は 7 件である。
 3 評価書の件数は 27 件である。
 4 評価書の件数は 12 件である。
 5 評価書の件数は 130 件である。
 6 評価書の件数は 24 件である。

イ 審査の結果

平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に評価書を送付された 12 府省が行った規制の事前評価 156 件について、ガイドラインに沿って設定した点検項目に照らし各府省横断的な現状をみると次のとおりである。

まず、評価の対象とした法令のレベルの割合をみると、図表 I - 2 - 4 - ③のとおり、法律以下のレベルのものを対象としたものが 156 件中 100 件 (64.1%) (法律のみを対象としたものが 97 件 (62.2%)、法律と法律の下位法令 (政令、省令及び告示等) とを一括して対象としたものが 3 件 (1.9%)。)、政令以下のレベルのものを対象としたものが 45 件 (28.8%) (政令のみを対象としたものが 33 件 (21.2%)、政令と政令の下位法令 (省令及び告示等) とを一括して対象としたものが 12 件 (7.7%)。)) となっており、事前評価の実施の義務付けの対象外である省令以下のレベルのもののみを対象としたものが 11 件 (7.1%) (省令のみを対象としたものが 10 件 (6.4%)、省令と省令の下位法令 (告示等) とを一括して対象としたものが 1 件 (0.6%)。)) となっている。

図表 I - 2 - 4 - ③ 評価の対象とした法令のレベル

(単位：件 (%))

府 省	実施 件数	法律以下の レベルのもの		政令以下の レベルのもの		省令以下の レベルのもの	
		法律 のみ	法律を含む 組合せ	政令 のみ	政令を含む 組合せ	省令 のみ	省令を含む 組合せ
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—	—	—	—
公正取引 委員会	3	3 (100%)	—	—	—	—	—
国家公安委員 会・警察庁	18	18 (100%)	—	—	—	—	—
金 融 庁	22	9 (41.0%)	—	2 (9.1%)	6 (27.3%)	5 (22.7%)	—
総 務 省	11	3 (27.3%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)
法 務 省	1	—	1 (100%)	—	—	—	—
文部科学省	12	10 (83.3%)	—	2 (16.7%)	—	—	—
厚生労働省	30	17 (56.7%)	—	13 (43.3%)	—	—	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—	—	—
経済産業省	19	5 (26.3%)	—	7 (36.8%)	5 (26.3%)	2 (10.5%)	—
国土交通省	30	27 (90.0%)	—	3 (10.0%)	—	—	—
環 境 省	7	3 (42.9%)	—	4 (57.1%)	—	—	—
計 12 府省	156	97 (62.2%)	3 (注2) (1.9%)	33 (21.2%)	12 (注3) (7.7%)	10 (6.4%)	1 (注4) (0.6%)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25	6 (24.0%)	2 (8.0%)	15 (60.0%)	2 (8.0%)	—	—

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に本省が作成した。

2 「法律及び政令及び省令」が1件、「法律及び政令」が1件、「法律及び省令」が1件となっている。

3 「政令、省令及び告示等」が3件、「政令及び省令」が9件となっている。

4 「省令及び告示等」が1件となっている。

① 点検項目：規制の目的、内容及び必要性について

i) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性が説明されているか。

ii) 規制緩和の場合、緩和後の規制の必要性が説明されているか。

(考え方)

規制の新設又は改廃に当たっては、規制という手段を用いて行政が関与す

ることの必要性をできる限り客観的に説明することが重要である（規制の政策評価に関する研究会最終報告 10 ページ）。

（点検結果）

規制の新設又は改廃の区別でみると、図表 I - 2 - 4 - ④のとおり、規制の新設・追加・強化・拡充（以下「規制の新設等」という。）に該当するものが 156 件中 121 件（77.6%）、規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものが 6 件（3.8%）、規制の緩和に該当するものが 27 件（17.3%）、規制の廃止に該当するものが 2 件（1.3%）となっている。

すべての評価において、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性について説明が行われている（規制の目的、内容及び必要性の説明例については、図表 I - 2 - 4 - ⑤参照）。しかし、規制緩和の場合において、1 件の評価（注 2）については、緩和後の規制の必要性が明確に説明されていない。

（注 2）総務省の 1 件が該当する。

図表 I - 2 - 4 - ④ 規制の新設又は改廃の区分

（単位：件（%））

府 省	実施 件数	規制の新設等	規制の新設等・ 規制の緩和	規制の緩和	規制の廃止
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—	—
公正取引 委員会	3	2 (66.7%)	—	—	1 (33.3%)
国家公安委員 会・警察庁	18	18 (100%)	—	—	—
金 融 庁	22	6 (27.3%)	2 (9.1%)	14 (63.6%)	—
総 務 省	11	7 (63.6%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	—
法 務 省	1	—	—	1 (100%)	—
文部科学省	12	9 (75.0%)	—	3 (25.0%)	—
厚生労働省	30	26 (86.7%)	—	4 (13.3%)	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	—	1 (50.0%)
経済産業省	19	17 (89.5%)	2 (10.5%)	—	—
国土交通省	30	27 (90.0%)	1 (3.3%)	2 (6.7%)	—
環 境 省	7	7 (100%)	—	—	—
計 12 府省	156	121 (77.6%)	6 (3.8%)	27 (17.3%)	2 (1.3%)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25	20 (80.0%)	—	5 (20.0%)	—

（注） 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑤ 規制の目的、内容及び必要性の説明例

府 省 名	厚生労働省																									
政策評価の名称	派遣先の事業場に対する立入検査等																									
<p>1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）</p> <p>派遣労働者数の増加等に伴い、派遣先における業務災害も増加していることから、派遣労働者について危害防止のための措置義務を負っている派遣先の事業場等についても適切な立入検査等を行うことにより、より適正な保険給付を行う必要がある。</p> <p>(現状・問題分析に関連する指標：労働災害による休業4日以上の死傷者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>派遣労働者</td> <td></td> <td></td> <td>667</td> <td>3,686</td> <td>5,885</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>全労働者</td> <td></td> <td></td> <td>132,248</td> <td>134,298</td> <td>131,478</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者死傷病報告をもとに厚生労働省労働基準局労働安全衛生部において集計。 ・派遣労働者については、派遣元事業主から提出された労働者死傷病報告を集計。 ・派遣労働者に係る平成16年の死傷者数は、同年3月1日以降に新様式の労働者死傷病報告により提出されたものを集計。 								H14	H15	H16	H17	H18	1	派遣労働者			667	3,686	5,885	2	全労働者			132,248	134,298	131,478
		H14	H15	H16	H17	H18																				
1	派遣労働者			667	3,686	5,885																				
2	全労働者			132,248	134,298	131,478																				
<p>2. 規制の新設・改廃の内容・目的</p> <p>(内容・目的)</p> <p>行政庁は、派遣先又は船員派遣の役務の提供を受ける者（以下「派遣先等」という。）に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場（以下「派遣先の事業場等」という。）に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等を行わない場合又は立入検査に応じない場合は、罰則を課すこととする。</p> <p>(注) 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。</p>																										

② 点検項目：費用及び便益の分析について

- i) 分析対象期間が設定されているか。
- ii) 「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象（ベースライン）として設定しているか。
- iii) 費用及び便益の各要素の分析が行われているか (①発生・増減することが見込まれる具体的な費用・便益の要素が挙げられているか、②各要素について、費用を負担する主体が示されているか（行政費用については、主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても示されているか）、③便益を受ける主体が示されているか。

さらに、費用要素の区分については、次の区分により分析が行われているか（又は、それぞれの区分に対応する「費用」が存在しない場合は、その旨が説明されているか。）。

- ① 遵守費用
- ② 行政費用

③その他の社会的費用

(考え方)

- ① 分析の対象とする期間は、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する必要がある（ガイドラインⅡ－3－（2）－ア－（i））。
- ② 「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象（以下「ベースライン」という。）として設定し、費用及び便益の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う（代替案を検討する場合もベースラインと比較する。）（ガイドラインⅡ－3－（2）－ア－（ii））。
- ③ 規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、説明する。そして、各要素について、費用を負担する主体又は便益を受ける主体を示すとともに、各要素の発生過程を説明する。

客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましい。定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。ただし、費用は、便益と比べて、金銭価値化による推計を行いやすい面があることに留意すべきである。なお、定量化と金銭価値化の両方が可能な場合は、両者を行って説明するよう努める（ガイドラインⅡ－3－（2）－ア－（iii））。

(点検結果)

- ① ▪ 図表Ⅰ－2－4－⑥のとおり、分析対象期間が設定されている評価の割合は、7.7%（156件中12件）となっている（分析対象期間が設定されている例については、図表Ⅰ－2－4－⑦参照）。
- ② ベースラインについては、すべての評価において設定されている。
- ③ すべての評価において、発生・増減することが見込まれる具体的な費用・便益の要素が挙げられている（費用及び便益の各要素の説明例については、図表Ⅰ－2－4－⑧参照）。

しかし、分析手法については、定性的記述により分析されているものが多く、金銭価値化又は定量化により分析されているものは、費用及び便益それぞれで1割程度と少ないものとなっている。

また、費用要素の区分別にみた場合については、図表Ⅰ－2－4－⑨のとおり、遵守費用については、1.9%（156件中3件）の評価において言及されておらず、行政費用については7.1%（156件中11件）の評価において言及されておらず、その他の社会的費用については32.7%（156件中51件）の評価において言及されていない（注3）。

さらに、費用及び便益の各要素が分析されているものについて、費用

を負担する主体又は便益を受ける主体が示されているかについてみると、遵守費用については153件中12件(7.8%)の評価において費用を負担する主体が示されておらず(注4)、行政費用については145件中35件(24.1%)の評価において費用を負担する主体が示されていない。その他の社会的費用及び便益については、すべての評価において費用を負担する主体又は便益を受ける主体が示されている(図表I-2-4-⑩参照)。

(注3) 行政費用について言及のない11件及びその他の社会的費用について言及のない51件については、費用の区分(①遵守費用、②行政費用、③その他の社会的費用の別)が示されていないもの8件を含む。

(注4) 遵守費用について費用を負担する主体が示されていない12件のうち3件については、費用の区分(①遵守費用、②行政費用、③その他の社会的費用の別)が示されておらず、かつ、主体の明示なく「規制の導入に伴って新たな費用は発生しない」等としている。

なお、費用の区分(①遵守費用、②行政費用、③その他の社会的費用の別)を示した上で、「費用は発生(増加)しない」、「特になし」等としているものについては、審査上、費用を負担する主体が示されているものとして整理している。

図表I-2-4-⑥ 分析対象期間が設定されている評価の件数及び割合

(単位: 件、%)

府 省	実施 件数	分析対象期間が設定されているもの	
		件数	割合
内 閣 府	1	—	—
公正取引委員会	3	—	—
国家公安委員会・警察庁	18	—	—
金 融 庁	22	—	—
総 務 省	11	2	18.2
法 務 省	1	—	—
文部科学省	12	—	—
厚生労働省	30	1	3.3
農林水産省	2	1	50.0
経済産業省	19	7	36.8
国土交通省	30	—	—
環 境 省	7	1	14.3
計 12 府省	156	12	7.7
(参考) 平成19年10月~12月 計 7 府省	25	12	48.0

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑦ 分析対象期間が設定されている例

府 省 名	経済産業省												
政策評価の名称	情報通信ネットワーク上でデータ中継を行うルーティング機器、スイッチング機器のエネルギー消費効率の向上を進める（エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制の影響の事前評価書）												
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>6. 規制の費用</p> <p>費用及び便益の分析にあたって、可能な限り、金銭的価値による定量的評価を行うため、以下の前提・単純化により算出した。</p> <p>【試算の前提】 (略)</p> <p>○ルーティング機器・スイッチング機器の市場での普及割合と製品サイクル ルーティング機器・スイッチング機器については、情報通信技術の進展に合わせた機能向上が必要であるため、製品の陳腐化が他の機器に比べて早く、製品耐用年数としては4年程度であることが調査の結果判明していることから、目標年度開始から4年間で製品の全てが置き換わると仮定する。(また、単純化のため、両機器の販売台数は現状で推移と仮定としている)</p> <p>○分析対象期間 トップランナー基準については、各目標年度から基準達成した製品が徐々に普及し、更にその製品が使用されることで効果を発揮するため、開発に係る費用の発生と実際に便益が発生する時期にはズレが生じる。このため、分析対象期間としては、①目標年度から全ての製品が置き換わるまでの4年間と、②置き換わった製品が効果を発揮し続ける耐用年数相当の4年間との2つの期間に分けて評価することとする。以上を整理するとルーティング機器・スイッチング機器対象年度は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"><評価年度></th> <th style="text-align: center;">目標年度</th> <th style="text-align: center;">置換え完了（4年後）</th> <th style="text-align: center;">効果発揮（8年後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ルーティング機器</td> <td style="text-align: center;">2010年度</td> <td style="text-align: center;">2013年度</td> <td style="text-align: center;">2017年度</td> </tr> <tr> <td>・スイッチング機器</td> <td style="text-align: center;">2011年度</td> <td style="text-align: center;">2014年度</td> <td style="text-align: center;">2018年度</td> </tr> </tbody> </table> </div>		<評価年度>	目標年度	置換え完了（4年後）	効果発揮（8年後）	・ルーティング機器	2010年度	2013年度	2017年度	・スイッチング機器	2011年度	2014年度	2018年度
<評価年度>	目標年度	置換え完了（4年後）	効果発揮（8年後）										
・ルーティング機器	2010年度	2013年度	2017年度										
・スイッチング機器	2011年度	2014年度	2018年度										
<p>8. 政策評価の結果</p> <p>(略) 改正案においては、エネルギー効率の高い新製品が既存製品に全て置き換わる期間（4年間）でみれば費用が便益を上回ってしまうが、やがて新製品が普及・定着し省エネ効果が発現するその後の4年間までの期間（目標年度後8年間）でみれば、便益が費用を十分に上回り、優れた費用対効果であることが示された（また8年後の結果によれば、CO2削減といった社会的な便益までを含まなくても、電気料金節約という利用者にとって現実的な便益の数字だけでも、費用を上回っている結果となっている）。</p>													

(注) 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑧ 費用及び便益の各要素の説明例

府 省 名	環境省
政策評価の名称	対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）
内 容	<p>現行の家電リサイクル法では、再商品化等を行うことが義務づけられている対象品目として、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目が指定されている。今般、家電製品を取り巻く環境の変化を踏まえ、対象品目として新たに、液晶テレビ・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加する方向にて改正を行う。</p>
費 用	<p>遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業者等の負担 <p>これまで、液晶テレビ・プラズマテレビ又は衣類乾燥機を処分する場合には、地方自治体等が、粗大ごみとして埋立てを含めた処理費用を負担していたが、本改正によって、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、それに必要な費用を新たに負担することとなる。</p> <p>製造業者が新たに負担する費用の具体的な内容としては、追加品目に係る排出家電の指定引取場所での引取費用、引取場所からリサイクルプラントへの輸送費、液晶テレビ・プラズマテレビの構造・特性に応じて分解・部品選別等を行うための既存品目とは別個の処理ラインの新設などの設備投資や当該ラインに配置する作業員の人件費、システム運営費用、最終的にリサイクルを出来なかった残余物の埋立処分費用が発生する。</p> ○ 小売業者の負担 <p>対象品目が追加されることから、それら新品目について排出者からの引取り・製造業者等への引渡しを行う際、回収・管理・保管や、指定引取場所への輸送の面で追加の負担が発生するが、追加品目については配送率も高いことから、新たに取り扱うこととなる台数が既存品目の引取り・引渡しのための保管場所や輸送車両の活用が可能な範囲であれば、追加負担は限定的であると考えられる。（なお、地域や店舗の規模によって引取り・引渡しを行う台数等の条件が大きく異なることから、個別に定量化は困難である。）</p> ○ 中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者の負担 <p>追加する品目については、小売業者による引取り及び製造業者等への引渡しが義務付けられることから、それらに係る取扱量が減少し、販売等収入の減少が予想される。</p> ○ 国民（消費者）・社会の負担 <p>今後、消費者が、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を処分する際には、製造業者及び小売業者等に対してそれぞれ実費程度の再商品化等料金・収集運搬料金を支払うことになるが、現状においても、それらを処分する際には、市町村における粗大ゴミ等の処理料金等を支払っているため、消費者の負担増は当該料金の差額の範囲に限られる。</p> ○ 市町村の負担 <p>液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機について、これまで粗大ゴミとして市町村で処理していたが、対象品目の追加により、製造業者等が引き取った排</p>

	出家電の再商品化等を実施することになるため、それらの処理に要していた費用（収集運搬や埋立てを含めた処理に必要となる費用）が減少する。
行政費用	品目追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設・指定引取場所の増設等を行う場合の認定（家電リサイクル法第 23 条、第 24 条）や追加品目の取扱いの状況についての立入検査等の執行のための費用の増加が考えられるが、これらは現行の業務の一環として十分に対応が可能と考えられるため、費用としては計上しない。
その他の費用	特になし
便 益	社会全体としては、現行よりも効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。また製造業者等としては、対象品目の追加に伴い、再商品化等により得られる資源回収量が増加するため、それらの売却益の増加や自社での再利用が可能となる便益が発生する。

(注) 1 環境省の評価書を基に当省が作成した。
2 本規制を共管する経済産業省においても、本規制を対象とした評価を実施しており、本事例と同様の分析が行われている。

図表 I - 2 - 4 - ⑨ 費用及び便益の各要素の分析手法

(単位：件 (%))

(区分)		分析手法			言及されていないもの
		金銭価値化 (注 2)	定量化 (注 2)	定性的記述 負担なし (注 3)	
費用	遵守費用	18 (11.5%) 【11 (44.0%)】	3 (1.9%) 【-】	132 (84.6%) 【14 (56.0%)】 10 (6.4%)	3 (1.9%) 【-】
	行政費用	4 (2.7%) 【3 (12.0%)】	6 (3.8%) 【-】	135 (86.5%) 【22 (88.0%)】 16 (10.3%)	11 (7.1%) 【-】
	その他の社会的費用	- 【-】	- 【-】	105 (67.3%) 【19 (76.0%)】 50 (32.1%)	51 (32.7%) 【6 (24.0%)】
便 益		11 (7.1%) 【2 (8.0%)】	7 (4.5%) 【2 (8.0%)】	138 (88.4%) 【21 (84.0%)】	- 【-】

(府省別)

(区分)	実施 件数	分析手法			言及されて いないもの
		金銭価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述	
				負担なし (注3)	
(遵守費用)					
内閣府	1	—	—	1 (100%)	—
公正取引 委員会	3	—	1 (33.3%)	2 (66.7%)	—
国家公安委員 会・警察庁	18	1 (5.6%)	—	17 (94.4%) 4 (22.2%)	—
金融庁	22	—	—	22 (100%)	—
総務省	11	3 (27.3%)	—	8 (72.7%)	—
法務省	1	—	—	1 (100%)	—
文部科学省	12	—	—	12 (100%) 2 (16.7%)	—
厚生労働省	30	2 (13.3%)	—	28 (93.3%) 3 (10.0%)	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%) 1 (50.0%)	—
経済産業省	19	9 (47.4%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	—
国土交通省	30	2 (13.3%)	—	25 (83.3%)	3 (10.0%)
環境省	7	—	1 (14.3%)	6 (85.7%)	—
(行政費用)					
内閣府	1	—	—	1 (100%)	—
公正取引 委員会	3	—	—	3 (100%)	—
国家公安委員 会・警察庁	18	—	—	13 (72.2%) 2 (11.1%)	5 (27.8%)
金融庁	22	—	—	22 (100%)	—
総務省	11	—	1 (9.1%)	7 (63.7%) 2 (18.2%)	3 (27.3%)
法務省	1	—	—	1 (100%)	—
文部科学省	12	—	—	12 (100%) 3 (25.0%)	—
厚生労働省	30	1 (3.3%)	—	29 (96.7%) 6 (20.0%)	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%) 1 (50.0%)	—
経済産業省	19	2 (10.5%)	5 (26.3%)	12 (63.2%)	—
国土交通省	30	—	—	27 (90.0%)	3 (10.0%)
環境省	7	—	—	7 (100%) 2 (28.5%)	—
(その他の社 会的費用)					
内閣府	1	—	—	1 (100%) 1 (100%)	—
公正取引 委員会	3	—	—	3 (100%)	—
国家公安委員 会・警察庁	18	—	—	13 (72.2%) 13 (72.2%)	5 (27.8%)
金融庁	22	—	—	22 (100%) 2 (9.1%)	—

	総務省	11	—	—	—	11 (100%)
	法務省	1	—	—	1 (100%) 1 (100%)	—
	文部科学省	12	—	—	12 (100%) 11 (91.7%)	—
	厚生労働省	30	—	—	30 (100%) 8 (26.7%)	—
	農林水産省	2	—	—	2 (100%) 2 (100%)	—
	経済産業省	19	—	—	10 (52.6%) 4 (21.1%)	9 (47.4%)
	国土交通省	30	—	—	5 (16.7%) 1 (3.3%)	25 (83.3%)
	環境省	7	—	—	6 (85.7%) 6 (85.7%)	1 (14.3%)
便 益	内閣府	1	—	—	1 (100%)	—
	公正取引 委員会	3	—	—	3 (100%)	—
	国家公安委員 会・警察庁	18	—	—	18 (100%)	—
	金融庁	22	—	—	22 (100%)	—
	総務省	11	3 (27.3%)	1 (9.1%)	7 (63.6%)	—
	法務省	1	—	—	1 (100%)	—
	文部科学省	12	—	—	12 (100%)	—
	厚生労働省	30	—	—	30 (100%)	—
	農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—
	経済産業省	19	7 (36.8%)	6 (31.6%)	6 (31.6%)	—
	国土交通省	30	—	—	30 (100%)	—
環境省	7	—	—	7 (100%)	—	

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 費用又は便益の要素が複数ある場合においては、一部の要素について金銭価値化又は定量化されていれば該当するものとしている。

3 改正案に係る費用について「費用が発生（増加）しない」、「特になし」等としているものの件数で内数である。

4 【 】内の数値は、平成19年10月から12月までの7府省25件の評価書に係るものである。

図表 I - 2 - 4 - ⑩ 費用を負担する主体（行政費用については主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）を示した上で分析を行っている評価の件数及び割合

（単位：件、％）

府 省	実施 件数	主体又は主体の別を示しているもの		
		遵守費用	行政費用	その他の社会的費用
内 閣 府	1	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)
公正取引委員会	3	3 (100%)	2 (66.7%)	3 (100%)
国家公安委員会・ 警察庁	18	15 (83.3%)	11 (61.1%)	13 (72.2%)
金 融 庁	22	15 (68.2%)	16 (72.7%)	22 (100%)
総 務 省	11	11 (100%)	8 (72.7%)	—
法 務 省	1	1 (100%)	—	1 (100%)
文部科学省	12	12 (100%)	11 (91.7%)	12 (100%)
厚生労働省	30	28 (93.3%)	22 (73.3%)	30 (100%)
農林水産省	2	2 (100%)	2 (100%)	2 (100%)
経済産業省	19	19 (100%)	12 (63.2%)	10 (52.6%)
国土交通省	30	27 (90.0%)	20 (66.7%)	5 (16.7%)
環 境 省	7	7 (100%)	5 (71.4%)	6 (85.7%)
計 12 府省	156	141 (90.4%)	110 (70.5%)	105 (67.3%)

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

③ 点検項目：費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われているか。

（考え方）

規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化（justify）できるかどうかを示すことにあり、代表的なものとしては、（以下の）三つの手法（費用便益分析、費用効果分析及び費用分析）がある。このうち、便益と費用を金銭価値化する費用便益分析が規制の事前評価の主要な手法とされている。しかしながら、①規制のもたらす便益や費用のなかで定量的な予測が困難な要素や、②定量的な予測ができたとしても金銭価値化することが困難な要素が存在する。また、通常費用便益分析においては、分配の公平等の効率性以外の要因が扱われない。したがって、費用便益分析を用いる場合には、推計された便益や費用だけによるのではなく、金銭価値化されていない要素を費用効果分析の手法等により分析し、効率性以外の政策目的も考慮した総合的な評価が必要である。

定量的な予測が困難な場合には、定性的な分析を行う。定性的な分析による場合は、要素ごとの重要度を踏まえた分かりやすい説明が必要である。定量的な予測が可能であるが、金銭価値化が困難な場合には、費用効果分析を用いることができる（ガイドラインⅡ-3-(3)）。

（点検結果）

すべての評価において、費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われている。

一方、費用と便益の関係の分析手法については、図表 I - 2 - 4 - ⑪のとおり、費用便益分析を用いているものが 2.6%（156 件中 4 件）、費用効果分析を用いているものが 3.2%（156 件中 5 件）、その他費用分析又は定性的な分析を用いているものが 94.2%（156 件中 147 件）（注5）となっている（費用便益分析を用いている例については、図表 I - 2 - 4 - ⑫参照）。

前述のとおり、費用及び便益の各要素について、金銭価値化又は定量化により分析されているものが少ないため、費用便益分析及び費用効果分析を用いているものの割合は少ないものとなっている。

（注5） うち、費用のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているものが 11 件、便益のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているものが 6 件となっている。

図表 I - 2 - 4 - ⑪ 費用と便益の関係の分析手法

(単位：件 (%))

府 省	実施 件数	費用便益分析	費用効果分析	費用分析等
内 閣 府	1	—	—	1 (100%)
公正取引委員会	3	—	—	3 (100%)
国家公安委員会・警察庁	18	—	—	18 (100%) (注2)
金 融 庁	22	—	—	22 (100%)
総 務 省	11	—	1 (9.1%)	10 (90.9%) (注3)
法 務 省	1	—	—	1 (100%)
文部科学省	12	—	—	12 (100%)
厚生労働省	30	—	—	30 (100%) (注4)
農林水産省	2	—	—	2 (100%) (注5)
経済産業省	19	4 (21.0%)	4 (21.0%)	11 (57.9%) (注6)
国土交通省	30	—	—	30 (100%) (注7)
環 境 省	7	—	—	7 (100%) (注8)
計 7 府省	156	4 (2.6%)	5 (3.2%)	147 (94.2%) (注9)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25	—	2 (8.0%)	23 (92.0%) (注10)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。
 3 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件及び便益のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件を含む。
 4 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件を含む。
 5 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。
 6 費用のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの2件及び便益のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの4件を含む。
 7 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件を含む。
 8 費用のみ定量化して分析を行っているもの1件を含む。
 9 費用のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの11件及び便益のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの6件を含む。
 10 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの7件及び便益のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。

図表 I - 2 - 4 - ⑫ 費用便益分析を用いている例

府 省 名	経済産業省
政策評価の名称	家庭用のガスこんろの安全確保のための調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置義務づけ（「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象製品追加（家庭用のガスこんろ）に係る事前評価書）
<p>5. 想定される代替案</p> <p>家庭用のガスこんろの火災事故発生を防ぐため、調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の両安全装置について、全口バーナーへの搭載を義務付ける改正案に対して、下記のような代替案が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代替案1：家庭用のガスこんろの製品構成は現状のまま（安全装置をバーナー全口に搭載することは義務づけず、現状の業界取組みのまま）であるが、消費者への正しい使用法の普及・周知にかかる広報をより強化（例えば、業界として広報予算を倍増）して、消費者側に安全対策を促す案。 ●代替案2：事業者・業界による自主的な取組みが拡大する。業界としてより安全面で対策を進め、統一的な技術基準（バーナー全口への安全装置の設置等）を定められていく。 →強制法規による規制は行わない。 	
<p>6. 規制の費用</p> <p>(1) 【改正案】 製造・輸入事業者に対し、家庭用のガスこんろのバーナーの全口に対して、安全装置の設置義務を課す場合</p> <p>① 製造・輸入事業者の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守費用 <p>事業者に対する調理油過熱防止装置等の設置義務履行費用としては、開発費（製品の設計変更等）、防止装置取付け等にかかる製造設備変更等でおよそ 200 億円の追加費用が必要とされ、今後 4 年間でその経費回収を図るとすると、業界全体の年間費用として、50 億円/年と推定される。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【代替案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代替案1（正しい使用法の周知徹底等による消費者側での安全対策）の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 製造・輸入事業者の負担 <p>今後、業界全体として、現状約 1 億円/年の広報予算を倍増（約 2 億円/年の負担）することにより、消費者が、家庭用のガスこんろを正しく使用できるよう、積極的な広報を行うとする。→追加負担額としては、1 億円。</p> ●代替案2（業界の自主的な取組の拡大）を実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 製造・輸入事業者の負担 <ul style="list-style-type: none"> ・自主規制費用 <p>業界で定めた技術基準に従う事業者は、調理油過熱防止装置等の設置履行費用として、開発費、製造設備変更等が新たに必要となる。しかし、あくまで、自主的な取組みに任せ、全事業者で対応が行われるとは限らないため、必要な費用も改正案の半分の規模と仮定し、100 億円にとどまるとする（経費回収は 4 年間で同様）。その場合、業界全体で、25 億円/年の費用負担が必要となると推定される。</p> 	
<p>7. 規制の便益</p> <p>家庭用のガスこんろによる火災は、前述のとおり、年間 5,000 件程度発生しているが、今回の改正案あるいは代替案では、その火災による被害（物質的、人的）を減少させる便益が期待される。まず、家庭用のガスこんろ製品の事故発生件数が減少すると、家庭用のガスこんろを原因とする</p>	

火災による年間の物質的な損害額（建物損害額として年間約 68 億円と推定）が減少する。

さらに、家庭用のガスこんろ火災による年間死亡者は 49 名であることから、1 名当たり約 2 億円の損害額と仮定すると、2 億円×49 人/年=98 億円/年の人身損害額が発生していることになるが、この減少にも寄与する。（略）

(1) 【改正案】

現状に比べて、家庭用のガスこんろ火災が90%減少するものと仮定する（略）

(2) 【代替案】

●**代替案 1（正しい使用法の周知徹底等による消費者側での安全対策）の場合**

改正案と同様に試算を行い、家庭用のガスこんろを原因とする火災件数が微減（10%）すると仮定する（略）

●**代替案 2（業界による自主的な取組みの拡大）の場合**

同様に便益の試算を行い、家庭用のガスこんろを原因とする火災は、改正案に比べて効果が半減し、現状より45%減少すると仮定する（略）

8. 政策評価の結果

【各選択肢の費用便益分析（費用、便益、純・便益）の結果】

	(費用)	(便益)	(純・便益)
改正案（義務付け）	▲50 億円	+ 149 億円	= 99 億円/年
代替案 1（広報活動強化）	▲1 億円	+ 17 億円	= 16 億円/年
代替案 2（自主的取組）	▲25 億円	+ 75 億円	= 50 億円/年

【各選択肢の評価】

（略）現状分析及び各種仮定の上に試算した費用効果分析の試算結果をみると、改正案では、他の代替案に比べて、実施に要する費用は最も多くなるものの、火災事故が大きく減少するため便益の額も大きくなっている。また、その差として表れる「純・便益」（社会全体としての効用）でも、改正案は（他の代替案は得られる便益を高めに見積もっているにも拘わらず）最も大きくなっている。

これらの結果をまとめると、代替案に比べ、より多くの事故を防止でき、また社会全体としても大きな効用が見込まれる改正案を選択することが妥当である。

（注） 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

④ 点検項目：代替案との比較について

- i) 代替案との比較を行い、当該案と代替案の比較考量の結果を示しているか。
- ii) 規制緩和の場合においては、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。
- iii) 代替案の費用及び便益についても、ベースラインとの比較により分析しているか。

（考え方）

的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点からは、想定できる代替案を提示して、当該代替手段についても（3）に掲げる分析（費用と便益の関係の分析）を行い、比較考量を行うべきである。

可能であれば、代替案として、規制以外の手段を執る案も提示する。また、

規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことを基本とする（ガイドラインⅡ－３－（４））。

（点検結果）

図表Ⅰ－２－４－⑬のとおり、ベースライン以外の代替案（以下「代替案」という。）を提示している評価の割合は78.8%（156件中123件）、代替案は想定されない」、「想定される代替案：特になし」等としている評価の割合は9.0%（156件中14件）となっている。一方、代替案についての記述がない評価の割合は12.2%（156件中19件）（注6）となっている（代替案との比較を行っている例については、図表Ⅰ－２－４－⑭参照）。

（注6） 代替案についての記述がない19件のうち10件は、評価書において、ベースラインを代替案としている。

また、図表Ⅰ－２－４－⑮のとおり、規制緩和の場合（注7）において、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価の割合は、18.5%（27件中5件）となっている（規制緩和の場合において規制の廃止を代替案としている例については、図表Ⅰ－２－４－⑯参照）。その他の評価については、廃止以外の代替案との比較を行っているものが66.7%（18件）、「代替案は想定されない」等としているものが3.7%（1件）、代替案についての記述がないものが10.7%（3件）となっている。特に、代替案について記述のないもののうち1件については、緩和後の規制の必要性が明確に説明されていない。

（注7） 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

また、代替案との比較を行っている123件すべてについて、代替案の費用及び便益についてもベースラインとの比較による分析が行われている。

図表 I - 2 - 4 - ⑬ 代替案との比較

(単位：件 (%))

府 省	実施 件数	代替案を提示 しているもの	「代替案が想定 されない」等と しているもの	代替案につい ての記述がな いもの
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—
公正取引委員会	3	—	1 (33.3%)	2 (66.7%) (注2)
国家公安委員会・警察庁	18	10 (55.6%)	4 (22.2%)	4 (22.2%) (注3)
金 融 庁	22	22 (100%)	—	—
総 務 省	11	1 (9.1%)	1 (9.1%)	9 (81.8%)
法 務 省	1	1 (100%)	—	—
文部科学省	12	8 (66.7%)	1 (8.3%)	3 (25.0%) (注4)
厚生労働省	30	30 (100%)	—	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%) (注5)
経済産業省	19	16 (84.2%)	3 (15.8%)	—
国土交通省	30	30 (100%)	—	—
環 境 省	7	4 (57.1%)	3 (42.9%)	—
計 12 府省	156	123 (78.8%)	14 (9.0%)	19 (12.2%) (注6)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25	12 (48.0%)	8 (32.0%)	5 (20.0%) (注7)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 評価書においてベースラインを代替案としているもの2件が該当する。
 3 評価書においてベースラインを代替案としているもの4件が該当する。
 4 評価書においてベースラインを代替案としているもの3件が該当する。
 5 評価書においてベースラインを代替案としているもの1件が該当する。
 6 評価書においてベースラインを代替案としているもの10件を含む。
 7 評価書においてベースラインを代替案としているもの5件が該当する。

図表 I - 2 - 4 - ⑭ 代替案との比較を行っている例

府 省 名	経済産業省
政策評価の名称	工場又は事業場における事業者単位の総合的なエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制（工場又は事業場における事業者単位のエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制の影響の事前評価書）
4. 規制の目的、内容及び必要性等	
<p>(1) 規制の目的</p> <p>原油等のエネルギー価格の高騰、国際的な中長期的なエネルギー需給逼迫、地球温暖化問題の深刻化といったエネルギーをめぐる環境の変化に対し、一層の省エネルギー対策の強化が必要となっている。こうした状況を踏まえ、平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の一部改正法が成立し、「事業者単位」でのエネルギー管理が義務付けられることとなった。</p> <p>事業者に対する規制対象の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」については、省エネ法においてエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「政令」という。）に委任されており、エネルギーを原油換算で年間でどの程度使用している事業者を規制の対象とするかについて定めている。</p> <p>(2) 規制の内容</p> <p>（略） 今回の政令改正では、改正省エネ法の施行にあたり、特定事業者・特定連鎖化事業者の指定にかかるエネルギー使用量の裾切り値を 1,500k1（原油換算値）／年と定めるものである。（略）</p> <p><特定事業者・特定連鎖化事業者に義務づけされた事項></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者が設置している全工場・事業場におけるエネルギーの使用の状況に関する定期報告 ② 事業者が設置している全工場・事業場に関する中長期計画（省エネルギーに係る設備投資等についての計画）の作成 ③ 事業者ごとにエネルギー管理統括者（資格は必要としない）及びエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理講習の課程修了者）の選任 等 <p>(3) 規制の必要性</p> <p>事業者単位でのエネルギー管理規制に加え、事業者単位のエネルギー管理規制を導入することの必要性については、概ね、以下の二点にまとめられる（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー管理の状況を規制するに当たっては、事業者が、設置する全工場又は事業場を俯瞰して最適なエネルギー管理を行う取組を適切に行っているか否かという観点を評価し、対策を進める必要があること。 ・ 事業者全体としてエネルギー管理を進めるためには、既に工場単位の省エネルギーを相当程度進めてきた産業部門だけでなく、業務部門においてもエネルギー管理を徹底する必要があるところ、事業場当たりのエネルギー使用量が相対的に少ない結果、潜在的なエネルギー管理の余地のある業務部門の事業場が規制の対象から外れ、すでにカバー率が 9 割となっている産業部門に比し、バランスを欠くものであること 	
5. 想定される代替案	
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案（以下「改正案」という。）では、特定事業者・特定連鎖化事業者の規制対象範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」として、京都議定書目標達成計画で掲げる目標 4 を達成する基準として、1,500k1／年としている（この場合の、業務部門のカバー率は約 5 割、産業部門のカバー率は約 9 割。）。</p>	

一方、これに対する代替案としては、京都議定書目標達成計画をより進めていくことも求められていることから、裾切り値を、改正案よりも 1,000k1 下げて 500k1/年とすることにより、業務部門のカバー率を、改正案よりも約 2 割増加（約 6 割～約 7 割程度）させる案を検討する。なお、産業部門のカバー率は裾切り値を 500k1～2,500k1 と動かしたとしても約 9 割のままであり、大きな変化は見られない。今回の改正は、産業部門に対し業務部門のカバー率が著しく低いといったバランスを欠く現状を改め、事業者単位として省エネルギー対策の効果がより期待される業務部門をより含めていくことが必要であるとして実施されたことから、本評価書においても業務部門のカバー率に着目し、これを改正案よりも増加させる案を代替案とする。

ちなみに、事業者の省エネルギー対策に係る負担を考慮して、裾切り値を改正案の 1,500k1/年以上に上げてカバー率を下げる場合も考えられるが、その場合は、京都議定書目標達成計画における追加的対策の達成が難しくなることから、代替案になり得ない。

表 改正案と代替案の内容比較

規制項目	本 案	代替案
規制対象範囲を決めるエネルギー使用量の裾切り値	1,500k1/年	500k1/年
影響の概要（内容の比較）	<p>産業部門のカバー率は引き続き約 9 割に、業務部門のカバー率は、現行の省エネ法では約 1 割であったのが、約 5 割となり、対象となる事業者数は全体で約 1 万社になると考えられる。</p> <p>また、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO2 の達成が予想される。</p>	<p>改正案と比べて、産業部門のカバー率はほぼ同等なままであるが、業務部門のカバー率は約 2 割増加する。一方、対象となる事業者数は改正案の約 3 倍になると考えられる（後述）。また、従業員数が 300 人未満の中小規模の事業者についても、対象となる事業者数は、改正案の約 5 倍に増加すると考えられる。</p> <p>また、カバー率が改正案よりも大きいことから、京都議定書目標達成計画における追加対策を改正案よりも速やかに達成すると予想される。</p>

8. 政策評価の結果

今回の政令改正は、省エネ法の改正に伴い、規制対象となる「事業者」の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」を定めるものである。

改正案・代替案では、省エネルギー対策の規制の管理体系は同じであるが、規制の影響が及ぶ範囲が異なる。国全体として、より少ない負担において一層の省エネルギー対策の効果が上がる案がいずれであるか検討を行った。改正案については、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO2 の達成が可能となると同時に、規制対象事業者は、省エネルギー対策を事業者単位で行うことによる効果が十分に期待できる、総合スーパー等の適切な範囲に設定されると考えられる。

一方、代替案では、改正案よりもよりカバー率を高く設定（約 2 割増加）することとなるため、改正案よりも国全体で期待できる省エネルギーの効果が高く、京都議定書目標達成計画で追加的対策として試算している 300 万 t-CO2 を達成することが予想される。その反面、対象となる事業者数が大幅に増加（約 3 倍）し、対象事業者に含まれる中小企業の数も大幅に増加するおそれがある。中小規模の事業者は省エネルギー対策についてのノウハウ面、資金調達面等で課題を有し、また、大企業に比べ、中小規模の事業者に期待される省エネルギー対策の実効性も限定的である。したがって、総合的にみれば、事業者に対する負担が大幅に増えると考えられる。更に、事業者数の大幅増加に伴い、行政が実施する業務も増加が見込まれ負担が増えてしまうことも勘案すると、代替案は改正案に比較すれば費用対効果の観点からみて、優れているとはいえない。

したがって、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO2 の達成が最低限担保され、事業者等の負担も合理的範囲にとどめることができる改正案（1,500k1/年）が妥当であると考えられる。

(注) 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

図表 I-2-4-⑮ 規制緩和の場合における代替案との比較

(単位：件(％))

府 省	規制緩和の件数 (注2)	規制の廃止を代替案としているもの	廃止以外の代替案を提示しているもの	「代替案が想定されない」等としているもの	代替案についての記述がないもの
金融庁	14	1 (7.1%)	13 (92.9%)	—	—
総務省	3	—	—	—	3 (100%)
法務省	1	—	1 (100%)	—	—
文部科学省	3	2 (66.7%)	—	1 (33.3%)	—
厚生労働省	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	—	—
経済産業省	—	—	—	—	—
国土交通省	2	—	2 (100%)	—	—
計 7府省	27	5 (18.5%)	18 (66.7%)	1 (3.7%)	3 (10.7%)
(参考) 平成19年 10月～12月 計 7府省	5	1 (20.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	—

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

図表 I-2-4-⑯ 規制緩和の場合において規制の廃止を代替案としている例

府 省 名	金融庁
政策評価の名称	銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し
<p>現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性</p> <p>① 現状 当局は、銀行の監督の実効性を確保するために、銀行が営業を行っている場所を把握している必要がある。このため、銀行が支店及び出張所（臨時もしくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の設置、位置の変更又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣への事前の届出が必要とされている。</p> <p>② 問題点 銀行の効率的な店舗の設置・廃止等を阻害しているとして、当該届出制の廃止が適当との指摘がある。</p> <p>③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性 監督の実効性を確保しつつ、銀行の効率的な店舗の設置・廃止等を可能にする必要がある。</p> <p>規制の新設又は改廃の内容 本店又は支店に従属して業務を行う施設である有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への事前届出については、半期ごとの事後届出とする。</p>	

想定される代替案

代替案：支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る届出制度の廃止

規制の費用及び便益

	本 案	代替案
規制の費用		
遵守費用	銀行において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。	遵守費用は発生しない。
行政費用	国において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。	銀行からの届出に係る受付業務に伴う費用は発生しないものの、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求める必要があるため、被災地に店舗を有する銀行を把握するための費用が発生する。
その他の社会的費用	有人の出張所は本店又は支店に従属して業務を行う施設であり、母店である支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。	母店である支店の状況を常時把握できないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。
規制の便益	有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止の都度要していた届出を半期に一度の届出とすることにより、銀行及び国において、届出に係る遵守・行政費用を軽減することができる。また、母店である支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。	支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。

代替案との比較

代替案では、支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。

しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。この場合、これら便益の減少というマイナスの効果は、費用の軽減というプラスの効果を上回ると考える。

以上を踏まえると、本案を選択することが適当であると考え

(注) 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

⑤ 点検項目：レビューを行う時期又は条件を記載しているか。

(考え方)

当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記載する。なお、レビューの一環として定期的に費用及び便益の実績を把握（モニタリング）することも重要であり、モニタリングを予定している場合は、その旨を説明するよう努める（ガイド

ラインⅡ－３－（６））。

（点検結果）

６件の評価（注８）において、レビューを行う時期又は条件が記載されていない。

なお、一部の府省においては、レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示しているものがみられる（図表Ⅰ－２－４－⑰参照）。

（注８） 金融庁の３件の評価（規制の新設等についての１件及び規制の緩和についての２件）及び文部科学省の規制の緩和についての３件の評価が該当する。

図表Ⅰ－２－４－⑰ レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示している例

府 省 名	国土交通省	
政策評価の名称	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案	
施策等の概要	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者に対する報告徴収制度の創設 所管行政庁は、認定計画実施者に対して認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとする。</p> <p>【長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条】</p>	
施策等の必要性	<p>長期優良住宅建築等計画の認定制度を創設し、認定計画実施者に対して認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとすることで、長期優良住宅建築等計画の適切な実施を確保し、長期優良住宅の普及の促進を図る。</p>	
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	
業績指標	3 住宅の利活用期間（①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率）	
業績指標の目標値（目標年次）	<p>①約 35 年（平成 22 年） ②約 7.5%（平成 17～22 年）</p>	
その他特記すべき事項	<p>（略）</p> <p>○ 附則第 2 項において、法律の施行後 10 年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>○ 平成 22 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>	
<p>（注） 1 「政策チェックアップ」とは、国土交通省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価するものである。</p> <p>2 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。</p>		

⑥ 点検項目：不確実性の程度についての説明を行っているか。

(考え方)

将来の事象の予測によって行う規制の事前評価には、不確実性が伴う。推計値の不確実性の程度についての説明を、例えば、幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて行う必要がある。また、定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも一定の前提条件を置いて定量化するなどの努力をし、これを説明する必要がある（ガイドラインⅡ－４－（１））。

(点検結果)

図表Ⅰ－２－４－⑱のとおり、不確実性の程度についての説明を行っている評価（例：幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて行う。）の割合は、1.9%（156件中3件）となっている。

また、図表Ⅰ－２－４－⑲のとおり、一定の前提条件を置いて定量化又は金銭価値化による分析を行っているものがみられる。

図表Ⅰ－２－４－⑱ 不確実性の程度についての説明を行っている評価の件数及び割合

(単位：件、%)

府 省	実施 件数	不確実性の程度について説明を行っているもの	
		件数	割合
内 閣 府	1	—	—
公正取引委員会	3	—	—
国家公安委員会・警察庁	18	—	—
金 融 庁	22	—	—
総 務 省	11	1	9.1
法 務 省	1	—	—
文部科学省	12	—	—
厚生労働省	30	—	—
農林水産省	2	—	—
経済産業省	19	2 (注2)	10.5
国土交通省	30	—	—
環 境 省	7	—	—
計 12 府省	156	3	1.9
(参考) 平成19年10月～12月 計 7 府省	25	7	28.0

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 経済産業省の不確実性の程度についての説明を行っていない17件のうち、8件は「本試算は、期待される効果及び想定される負担について各選択肢の比較を行うために相対的な評価を行ったものであり、(略)あくまでも概算値である」、「厳密な額を現時点において算出することは困難である。しかし、改正案・代替案のもたらしうる影響を見定めるため、一定の仮定の下で、(略)試算する」等と言及している。

図表 I - 2 - 4 - ⑱ 一定の前提条件を置いて定量化又は金銭価値化による分析を行っている例

府 省 名	総務省
政策評価の名称	大規模地震等に対応した自衛消防力確保対策
<p>2 規制の費用</p> <p>(1) 遵守費用</p> <p>今回新たに義務付けられることとなる、</p> <p>① 防災管理者の選任について、防災管理者の資格を得るための講習の費用等</p> <p>② 自衛消防組織の設置について、自衛消防組織の統括管理者の資格を得るための講習の費用等が発生する。</p> <p>① 防災管理者の選任義務付けに係る費用</p> <p>(略)</p> <p>○試算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象防火対象物数を 6,000 件として試算（予防課調べ）。 ・義務付けの対象となる管理権原者の数を 60,000 人として試算（当該防火対象物の現在の防火管理者数）。 ・防災管理者は、義務付けの対象となる管理権原者ごとに選任されるものとする。 ・防災管理者に選任される者のうち、半数は既に防火管理者の資格を有しているものとする。 （防火管理者の資格をもつ者は追加講習の受講のみで、防災管理者の資格を取得できる） ・防災管理者講習の講義内容及び講義形式は、従来の防火管理者講習にならって行う（施行規則で規定）。 ・防災管理者講習の必要講習時間数は、従来の防火管理者講習と比較し、2割程度増加（14時間を予定。防火管理者講習は12時間）させるものとする。（施行規則で規定） ・防火管理者講習の受講費用は実施主体により異なるため、平均的な額として6千円と仮定。 <p>(略)</p> <p>② 自衛消防組織の設置義務付けに係る費用</p> <p>(略)</p> <p>○試算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防組織設置対象物数を 6,000 件として試算。 ・自衛消防業務講習の講義内容及び講義形式は、従来の防災センター要員講習にならって行うものとする。（施行規則で規定） ・自衛消防業務講習の必要講習時間数は、従来の防災センター要員講習と比較し、1割程度増加（13時間を予定、防災センター要員講習は12時間）させるものとする。（施行規則で規定） <p>(略)</p> <p>4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）</p> <p>① 規制の費用</p> <p>規制の費用については、上記で設定した試算条件の下で、対象となる防火対象物1件あたりの防災管理者の設置に要する初期費用が、3,500円～7,000円程度、維持費用が1年あたり700円程度となり、自衛消防組織の設置に要する初期費用が、40,000円程度、維持費用が1年あたり4,000円程度であり、今回の規制導入全体では、初期費用が、4万3,500円～4万7,000円程度、維持費用が1年あたり4,700円程度となると考えられる。</p>	
<p>(注) 総務省の評価書を基に当省が作成した。</p>	

(3) 今後の課題

- ① 規制の目的、内容及び必要性の説明に関し、規制緩和の場合においては、緩和後の規制の必要性を説明することが必要である。
- ② 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示していく必要がある。
- ③ 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することが望まれる。
- ④ 費用要素について、(ア) 遵守費用、(イ) 行政費用及び(ウ) その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。また、その際、費用を負担する主体を示すことが必要である。
- ⑤ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。
- ⑥ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。また、レビューを行う時期又は条件の特定に加えて、レビューの方法を明示していくことが望まれる。さらに、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)等累次の閣議決定の趣旨を踏まえて盛り込まれた一定期間経過後見直しを行う旨の条項(見直し条項)に基づき当該規制の見直しを行う場合には、ガイドラインに基づくレビューを活用することが望まれる。
- ⑦ 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていく必要がある。定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも、一定の前提条件を置いて定量化するなどして、これを説明していくことが望まれる。